

## NTT コミュニケーションズ 奴隷労働および人身取引に関する声明（2019 年度）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」）は、英国で施行された 2015 年英国現代奴隷法（現代奴隷法）第 54 条 1 項に基づき、本声明を公表します。本声明は、自社およびサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引が発生しないことを確保するために 2019 年度（決算日：2020 年 3 月 31 日）に当社が行った取組みを開示することを目的としており、前年度の声明文に基づき、2019 年度の実施内容、2020 年度以降の取組みの予定を記載したものです。尚、2019 年度は、期末にパンデミック COVID-19 の影響を受けたことを報告し、現時点での状況を付記します。

### 1. 当社の事業とサプライチェーンについて

- ・ 当社は、日本電信電話株式会社（NTT）の 100%子会社であり、クラウドやネットワーク、セキュリティなどの幅広いグローバル ICT ソリューションサービスを自社およびグループ会社を通じて提供しています。NTT グループでは、88 ヶ国/地域に拠点を展開し、190 ヶ国/地域以上でネットワークサービスを提供しています。
- ・ NTT グループでは、2019 年 7 月に大幅な組織改編を行いました。その結果、英国にて当社のグループ会社としてサービスを提供していた NTT Europe Limited および Gyron Internet Limited は、当社の配下から他の NTT グループ会社に移管されています。
- ・ 当社は、国内外の幅広いサプライヤと誠実でサステナブルな関係をつくり、品質の高い役務サービス、製品などを経済的かつタイムリーに調達しており、サプライヤと協力して、奴隷労働、人身取引の防止に努めております。

### 2. 奴隷労働および人身取引の防止に関連する方針

- ・ 当社は、奴隷労働、人身取引の防止等を定めた「[NTT グループ人権憲章](#)」に基づき人権尊重に取り組んでおり、また「[NTT コミュニケーションズ人権啓発推進基本方針](#)」を定め、グローバル企業として人権啓発を推進しています。
- ・ 当社は、企業倫理確立のために「NTT コミュニケーションズグループ グローバルコンプライアンス規程」を定め、これに基づきコンプライアンス推進体制の整備、コンプライアンス啓発・教育、内部通報窓口の設置等の取組みを推進しています。
- ・ 当社は、「[NTT コミュニケーションズグループ CSR 基本方針](#)」を定め、高い倫理観と人権意識を持って事業に取り組んでおります。
- ・ 当社は、「[調達に関する基本方針](#)」の 1 つに法令・社会規範の遵守と環境・人権への配慮を掲げており、サプライヤとの相互理解と信頼関係を発展させるために「[サプライチェーン CSR 推進ガイドライン](#)」を制定しています。本ガイドラインは、強制的な労働の禁止、児童労働の禁止、賃金や労働時間の管理などの項目を含みます。
- ・ これらの方針・ガイドライン等に基づく取組みは、毎年、「[CSR 報告書](#)」において公表しています。

### 3. 奴隷労働および人身取引の防止に関連した取組み

#### (1) 組織・体制

- ・ 当社では、現代奴隷法の対応を含む人権啓発および企業倫理を推進していく組織・体制として、「人権啓発推進委員会」および「コンプライアンス委員会」を設置し、奴隷労働や人身取引に関する相談・報告があった場合に適切に対処できる体制をとっています。

#### (2) 方針・ガイドライン等の履行状況の調査

- ・ 当社では、毎年一回、当社および国内外のグループ会社の社員・派遣社員等を対象に、人権・ハラスメントに関する職場の実態についてのアンケート調査および企業倫理に関する意識・履行状況等のアンケート調査を実施しています。

#### (3) サプライヤ審査/契約における取組み

- ・ 当社では、新規サプライヤとの取引開始前に取引先審査を実施しております。2017年度から、審査基準に、CSRにおける人権・労働への取組みを加え、サプライヤからの申告に基づき、取引判断を行っています。
- ・ また、2017年度から、サプライヤとの契約書に「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」遵守の旨を記述し、契約を通じて人権の尊重、適正な労働環境づくりについて取り組んでいます。
- ・ さらに、サプライヤとの取引開始後の取組みとして、毎年、「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」に基づき、主要なサプライヤ約10社に対してアンケートを実施し、強制労働や人身取引の禁止を含めた項目の遵守について確認しています。

#### (4) 相談窓口の設置

- ・ 当社では、当社およびグループ会社の社員・派遣社員等に向け、人権および企業倫理違反の申告・相談を受け付ける窓口を設置しています。また、NTTグループでは、「[企業倫理ヘルプライン（社外受付窓口）](#)」を設置し、サプライヤ等取引先を含む社外からも申告・相談を受け付けています。「企業倫理ヘルプライン（社外受付窓口）」への通報件数とその内訳は「[こちら](#)」をご確認ください。

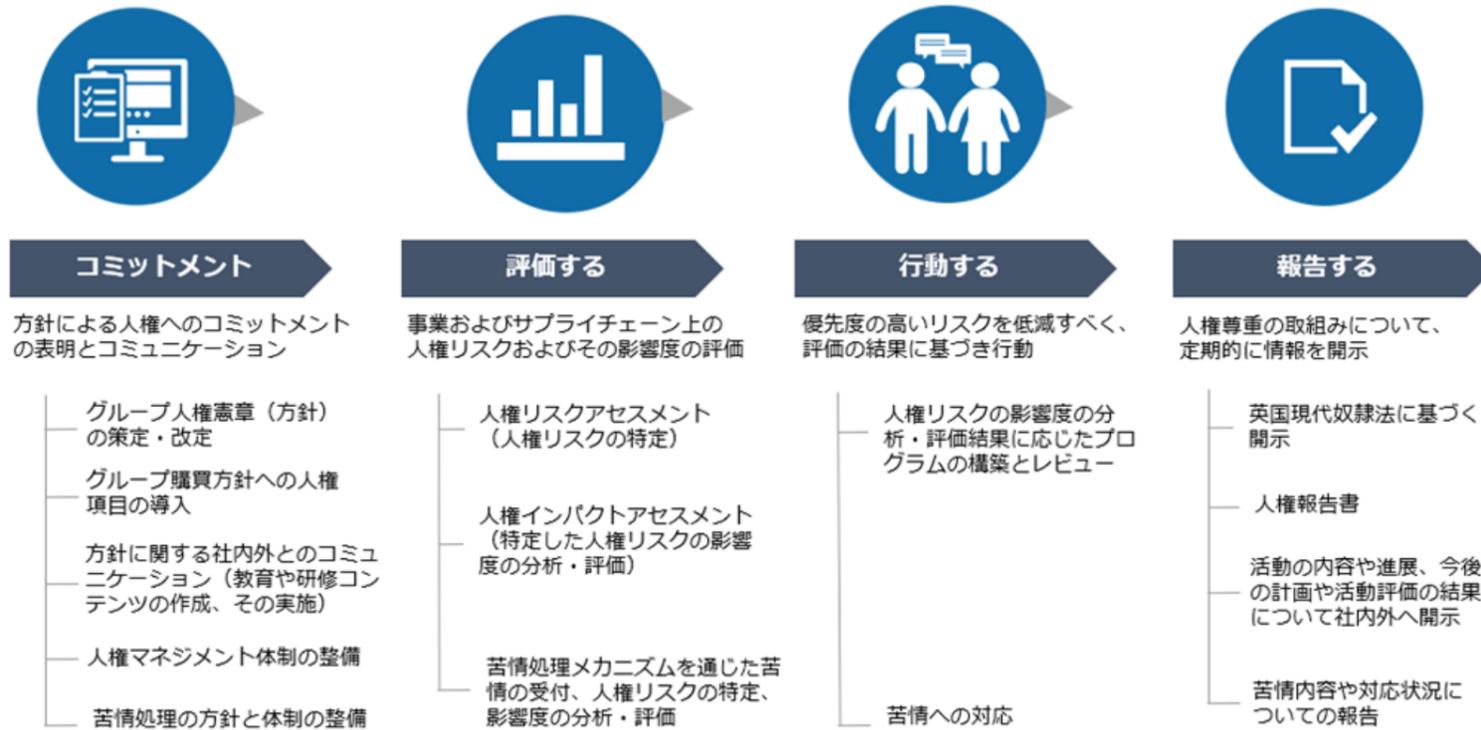
#### (5) 研修・啓発活動

- ・ 当社では、毎年一回、当社およびグループ会社の社員・派遣社員等を対象に、人権啓発研修およびコンプライアンス研修を実施し、加えて、階層別に講習会を実施しています。これらを通じて、人権やコンプライアンスに対する社員等の意識を高め、理解を深めることに取り組んでいます。2019年度は、当社の社員・派遣社員向け人権啓発研修において、現代奴隷法の概要および奴隷労働・人身取引の防止に向けた当社の取組みを研修内容に取り入れ、現代奴隷法に関する社員への教育・啓発を行っております。

## (6) 人権リスクアセスメントの実施

- ・ 本年度（2019年度）、当社を含むNTTグループは、NTT（持株会社）が主体となり「第2回人権マネジメント調査」を実施しました。これは、各社における人権マネジメント状況の確認を目的としています。グループ全体の回答企業数263社のうち、当社からは当社と当社グループ会社11社が回答しました。これらの会社が展開する事業は、長距離・国際通信事業（クラウドサービス・OCN）、データ通信事業（システムインテグレーション）、金融事業、オンラインマーケティング事業、ネットワーク・データセンター事業、セキュリティに係わる事業、IPサービス事業、データ検索・分析・AIソリューション事業、コールセンター・訪問サービス事業、アプリ開発事業、海底通信ケーブル事業など多岐にわたります。
- ・ 本調査の結果、当社では、回答を寄せたすべての当社グループ企業においてNTTグループ人権憲章への認識があり、人権を取り扱う組織あるいは部署/責任者が存在し、当社およびグループ会社1社では専任で、その他のグループ会社では専任ではないものの兼任で人権対応にあたっている現状を把握できました。ビジネスオペレーション本部・法務部・ピープルエンゲージメント部といった部門間連携の取り組みを実施するグループ会社もありました。その一方で、NTTグループ人権憲章は、事業に係わるすべてのステークホルダーの人権尊重を謳うものですが、対象とするステークホルダーの明確化など、ビジネスと人権活動において尊重されるべきステークホルダーへの理解を促進する余地があることがわかりました。
- ・ 人権デューディリジェンスに関する取り組みについては、「苦情への対処」「被害者救済と活動の是正」「外部問い合わせ対応」に取り組む企業が多くみられましたが、一方で「ステークホルダーの特定」や「実施パートナーの選定」「情報開示」などについて、当社としてグループ会社における苦情内容や活動内容に関する情報を積極的に収集し、これを当社（グループ）全体の開示や人権啓発活動の改善に生かすことのできる可能性が示唆されました。
- ・ 教育については、自社の経営層および従業員に対する人権研修はすべての企業において実施が見られましたが、サプライヤや委託先との人権に関するトレーニングやコミュニケーションにおいては、改善の余地が見られました。
- ・ 苦情を受け付ける窓口や仕組みの設置については、ほぼすべての回答企業が、労働者向けに複数の苦情窓口を設置していること、また、約半数がサプライヤおよび委託先とその労働者に対しても同様に設置していることがわかりました。
- ・ グループ会社からは、「NTTグループ内における取り組み事例を知り、自社事業と関連性の高い人権課題が何かを考えたい」など、ビジネスと人権に関する情報提供を希望する声を得ました。今後は、引き続き、本調査の実施母体のNTT（持株会社）と連携を取りながら、ビジネスと人権に関する社内外からの情報収集やグループ会社への情報提供を進め、当社グループが扱う事業に即した「ビジネスと人権」の実践を進めてまいります。

図1 人権デューデリジェンスのプロセス



#### 4. 今後の取組み

- ・ 2020 年度以降は、上記の人権マネジメント調査で得られた理解を基に、当社およびグループ会社の事業と人権課題の係わり、および課題の顕在性を調べてまいります。また、調査を通じて把握したビジネスと人権活動において尊重されるべきステークホルダーへの理解などの課題に対し、当社が人権課題に実質的に対処するためのグループの体制および仕組みを整備してまいります。
- ・ また、サプライチェーン上での課題に対応すべく、サプライヤとの協働を深めていきます。

#### (付記)・ COVID-19 の 影響について

今回の報告対象外であるが、2020 年 3 月に WHO によりパンデミックと表明された COVID-19 は、2020 年度の当初から我々の事業活動に影響を及ぼし、サプライチェーンにおいてもその影響を与えています。当社およびグループにおいては、日本国政府の指示及び、現地に展開する事業所においては、各国政府の指針に従い、労働者の安全確保と公共サービスの基幹となる当社事業の維持・継続に尽くしています。COVID-19 の終息が見えない現時点では、サプライチェーンなどへの影響の配慮においては、現代奴隷法の視点を注視し、真摯に捉えていきたいと考えています。

※本声明は 2020 年 3 月 31 日時点での状況により作成しています。

私、丸岡亨は、本声明文を承認し、以下に署名いたします。

2020 年 9 月 30 日

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長

丸岡 亨